

## 生成 AI に関するクリエイターや著作権者等の主な御意見（未定稿）

2023 年 11 月現在

本資料は、生成 AI については様々な意見があることから、審議の参考にするため、事務局にて、生成 AI に関する関係者（主にクリエイターや著作権者、著作権関係団体等。AI 開発・提供事業者等は含まない。）の意見の概略をまとめたもの<sup>1</sup>。なお、本資料の内容は 2023 年 11 月時点のものであり、内容については、今後も隨時、変更・追加・訂正等があり得る。

## &lt;AI と著作権についての検討について&gt;

- クリエイターや著作権者等との意見交換を尊重すべき
- 現時点においては、生成 AI の推進に対して諸手を挙げて賛成できるものではない。クリエイターの懸念が払拭できるよう、公正な利活用と適切な権利保護の両輪があつてこそ、文化の振興と発展に寄与し得る。
- まずは慎重に実態を理解し、現状認識のレベル合わせが必要。横のつながりがあると良い。
- どこまでが許諾なく利用できるのか、できないのかをなるべく具体的に示していただきたい
- クリエイターが安心できる手法や法的知見などを明らかにしてほしい

<sup>1</sup> 関係団体が著作権に関する声明等を公表し、文化庁著作権課宛に情報提供をいただいた以下のもの等も含めている。

- ・日本音楽作家団体協議会「AI による著作物利用に関する FCA の見解」（2023 年 6 月 15 日）  
<https://fca-rights.jp/>
- ・日本音楽著作権協会「生成 AI と著作権の問題に関する基本的な考え方」（2023 年 7 月 5 日）  
[https://www.jasrac.or.jp/release/23/07\\_3.html](https://www.jasrac.or.jp/release/23/07_3.html)
- ・日本新聞協会等「生成 AI に関する共同声明」（2023 年 8 月 17 日）  
[https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/230817\\_15114.html](https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/230817_15114.html)
- ・日本美術著作権連合「生成 AI に関する声明」（2023 年 8 月 17 日）  
[http://www.jart.tokyo/jart\\_wp/wp-content/uploads/2023/08/5bbd651f0394f60cbdbf80279ca1b5ac.pdf](http://www.jart.tokyo/jart_wp/wp-content/uploads/2023/08/5bbd651f0394f60cbdbf80279ca1b5ac.pdf)
- ・一般社団法人日本芸能従事者協会「AI リテラシーに関する全クリエイターのアンケート」（2023 年 6 月 8 日）  
[https://artsworkers.jp/wp-content/uploads/2023/06/2023\\_0608.pdf](https://artsworkers.jp/wp-content/uploads/2023/06/2023_0608.pdf)
- ・協同組合日本脚本家連盟、協同組合日本シナリオ作家協会「脚本家の権利と生成 AI に関する共同声明～2023 年 11 月 3 日文化の日に～」（2023 年 11 月 3 日）  
<https://www.writersguild.or.jp/content/download/2796/39916/file/AI%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e5%85%b1%e5%90%8c%e5%a3%b0%e6%98%8e.pdf>

- 生成 AI により、新たな創作活動を行えるようになったクリエイターもいれば、新たにクリエイターになることができた者もいる。文化の振興のためにも、生成 AI の規制ばかりを検討すべきでない。
- AI と生成 AI を混同しないような議論が必要。生成 AI による著作権侵害リスクという論点は、必ずしも AI 批判ではないことに留意いただきたい。
- 欧州等の諸外国の動向、海外の著作権関係団体の意見を踏まえ、国際的な調和を確保した検討を行うべき。
- AI の学習に著作物を使わせるべきか、使わせる際に対価を得るべきか、生成された際に対価をもらうべきなのか、今後検討を行う。
- AI による著作物の利用について議論することは、人の著作物の利用についても影響する。
- 著作権法は作風やデータ、声それ自体は保護するものでないが、これらの保護を求める声もある。著作権法のみの議論に留まるものではない。
- 著作権に限定するのではなく、「守られるべきは何なのか」を議論する場が必要。

#### <AI 開発に係る著作物等の学習について>

- 年月をかけて苦労して生み出した唯一の作品を機械により学習され、簡単に同じようなものが生成されることへの懸念がある。
- AI 自体は社会にとって必要なものであり、学習を一律に禁止すべきではない。
- 学習段階の複製について、日本の著作権法が海外に比べ本当に緩いのか、明確にしていく必要がある。少なくともアメリカよりは厳格な制度である。「AI 天国」批判は誤って海外に伝わっている部分もあり、正しく説明すべき。
- 本当に私たちの著作物が学習されているのかが疑問。そもそもネット上にデジタルデータを掲載していないものもある。また、AI 事業者の大手はいずれも海外。
- 作品によってはデジタルデータそのものをネット上に掲載しないと公表できないものがある。機械学習を防ぐ技術や手法が知りたい。技術やサービスにおいてもこの点を守る方策があれば安心する。
- 著作物について、学習用データセットとして販売している場合、このようなデータセット自体を許諾なく複製することは NG だと考える。
- 海賊版としてネットに掲載されてしまっているものが学習されることが懸念
- 営利の AI 開発事業者が著作物を許諾なく学習する一方、権利者に対して対価がないことはフェアではない。
- 海外では集中管理事業者等による包括利用許諾によりライセンスを行い対価を得ているケースがある。AI 関係事業者に個々に許諾を求めるることは難しいが、団体等による包括ライセンスを行っている場合は権利制限の対象にしないという考え方もあるのではないか。
- AI による学習にオプトアウトを認めてほしい。著作権者の意思は尊重すべきで、それによって AI に偏りが生じるのは、仕方がないのではないか。
- 現行の権利制限規定を見直し、創作者の権利を阻害することなく AI 技術の発展と調和を図ることを求める。

- 科学技術や文明を止めることになつてもAIを止めるべき、との声もある。
- 既存の著作者風のものは、その著作者に対するリスペクトがある。その著作者風のものが受け継がれることで、創作の世界は発展してきた。そのため、学習されることについては、自分の作風が受け継がれていくということで肯定的に捉えている。
- 著作権者の許諾に基づいて提供されるデータセットのみを利用しているAIを使いたいという思いはある。そのため、データセットを購入して使うこともある。

#### <生成AIの利用について>

- 生成AIはツールに過ぎず、生成物が海賊版となるのであれば取締りは現行法で可能。論点を明確にしていくべき。
- 生成AIが登場してからまだ日が浅く評価を下す段階にはない。慎重な状況把握が必要。
- 偽情報やフェイクニュース、海賊版の利用は、生成AI自体の問題ではなく生成AIを使う人の問題。
- 生成AIは、人手不足の問題解決に資する可能性がある。
- 生成物をそのまま活用するのとは異なり、ストーリーや作品観のような創作は生成AIでは代替できない。
- 生成AIを活用する際に、生成物が依拠している、類似しているかもしれないことについては不安を感じる。
- AI生成物の既存の著作物との類似性判断については、従前のケースでもかなりの一致率を求められる場合があり、厳しい。類似性や依拠性の判断には不信感があり、生成段階ではなく学習段階で止めたいという意見がある。
- 実演家は、スタイルやカラーが模倣されることになる。生成物が誰かの実演に似ていても、実演家はその複製について著作権法上は、権利を主張できない。肖像権やパブリティー権の主張という手段はあるかもしれない。
- 追加学習で作為的な読み込みをして、特定の作家風の生成ができなくなるような抑制的開発や運用を希望する。
- AIを利用するなどは言わないが、利用段階において、学習で使われたものが使われるのであれば、対価が欲しいという声もある。
- AIを創作活動で使う際には、生成物をそのまま使うわけではない。また、AIだからこそその良さを引き出し、そういった使いこなし方に独自性・作家性を見出している。
- AIを利用した作品を発表する際には、事前に生成物が既存の著作物と類似していないか調べている。また、既存の作品を基にAIに生成させる場合など、特定の著作物にフォーカスしている時は、引用もできる限り示すべきと考えている。

#### <生成AIによる生成物の扱いについて>

- 今はAI生成物への批判も多く、著作物性を認めるべきでないという意見が強いように感じるが、今後、生成AIの活用が普及した場合、AI生成物が一律に著作権法により保護されないということは問題。
- 魂が入っていない作品では心を動かせないとと思う。個性的な作品や作家の想いが伝わる作品でないと売れない。
- AIにより生み出された著作物とはいえないような生成物が、著作物であるかのように扱われることについて、懸念するクリエイターもいる。
- 生成AIを使う場合でも、生成物を素材として使い、それを構成して作品として成立させているのが人間であれば、それは著作物になると思う。一方で、汎用的な生成AIで、ワンクリックで生成される生成物は著作物にならないのではないか。

#### <その他>

- 生成AIを活用することで、新たに芸術活動に参入されたり、従前の芸術分野を超えて新たに創作活動を広げる者もあり、文化の裾野が広がる可能性を感じる。
- 生成AIにより自らの作品に類似したものが生成・公開されると、弁護士との相談や先方への請求・連絡、対応待ち、と創作活動が止まってしまう可能性がある。
- 生成AIを用いていないクリエイターが、生成AIを用いたのではないかといった疑いの目や根拠なき批判を受けるケースがあり、創作の萎縮にならないか心配。
- 対価は、一定程度ビジネスが発生していることが前提。補償金の仕組みはあり得ない。  
1円も回収できない可能性があるどころか、分配の問題が生じる。
- 生成AIのサービスサイドとの対話も必要。
- 生成AIにより仕事がなくなる、という話も理解できるが、「仕事」というより、「創作活動」が続けられるようにすることが重要。
- 生成AIにより仕事が奪われるかは疑問。AI生成物はクオリティがかなり低い。
- AIのデータセットに関する透明性の確保やAI生成物であることの表示など、ルール作成が必要。類似性や依拠性の証明にも使える。
- 生成AIの中には、特定の著作物名やクリエイターナー名をプロンプトに入れても、そのまま出てこないようになっていたりするものもあり、AI開発・サービス提供者側の抑制努力も感じられる。
- 生成AIに関する発信は、意図せぬ批判につながるなどリスクがあり難しい
- AIが出てくる中で、将来の子供達に文化を残すことができるのか根源的なことを懸念しており、文化とは何かといったメッセージを出す必要があるのではないか。